

第3回とっとり・つながりインフルエンサーグランプリ実施要領

(目的)

第1 鳥取県東部の高校生が進学等で鳥取県外に転出した場合においても、ソーシャルメディアの活用により、ふるさとに関わる情報を受け取ることができる環境を構築するため、鳥取県東部の高校に通学する高校生を対象に、Instagram を活用した麒麟のまち圏域の事象に関する情報発信を行うインフルエンサー創出に向けた第3回とっとり・つながりインフルエンサーグランプリを開催するもの。

(実施方法)

第2 第3回とっとり・つながりインフルエンサーグランプリ(以下、単に「グランプリ」とする。)の実施方法は次のとおりとする。参加要件は、初回投稿時にダイレクトメッセージで確認を行う。返事のない場合は対象外とする。

(1) 使用するソーシャルメディア Instagram(インスタグラム)

(2) 開催期間 令和8年7月10日(金)～令和9年1月29日(金)

表彰式日程 令和9年2月下旬～3月上旬の土日で1時間程度

表彰式場所 鳥取市役所(鳥取市幸町71番地)

(3) 参加要件

- ・グランプリ公式アカウント(tottori_tsunagari_gp)をフォローしていること。
- ・鳥取県東部の高校に通学する高校生、または鳥取市内在住の同年代の方(令和8年4月2日～令和11年4月1日に18歳の誕生日を迎える方)。
- ・グランプリ参加について保護者の了承を得ていること。
- ・後述するグランプリルールおよび注意事項を遵守できること。

(グランプリルール)

第3 グランプリルールは次のとおりとする。

(1) 投稿方法について

- ・以下いずれかの方法を参加者が選択して行う。
 - ア グランプリ公式アカウントと共同投稿する。
 - イ 投稿内容(写真、動画、文章等)を事務局に送付し、事務局が公式アカウントから投稿する。

(2) 事務局の対応時間について

- ・承認時間等は原則平日8時30分から17時15分とする。

(3) 投稿数について

- ・3投稿以上とする。

(4) 投稿内容について

- ・「#とっとりつながりインフルエンサーグランプリ」のハッシュタグをつけて投稿すること。
- ・投稿する写真等は麒麟のまち圏域(鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・兵庫県香美町・兵庫県新温泉町)で撮影したものとする。また、可能な場合は位置情報を掲載すること。(個人の特定につながる恐れがある場合は除く)
- ・過去に撮影した写真等も投稿可とするが、既に個人アカウント等で Instagram に投稿されたもの

再利用は不可とする。

(5) 注意事項について

- ・投稿者は、Instagram が定めるガイドラインに沿った投稿を行う。
- ・非公開アカウントからの投稿や、グランプリ公式 Instagram をフォローしていないアカウントからの投稿は不可とする。また、公序良俗に反する投稿や他人のプライバシーを侵害する投稿は不可とする。
- ・入賞等の連絡があるまでに投稿を削除した場合は、その対象とならない。入賞に関する連絡は Instagram のダイレクトメールにより行うため、あらかじめダイレクトメールが届く設定にしておくこと。
- ・人物が映った写真を投稿する場合、投稿者において、必ず本グランプリへの投稿及び印刷物やインターネット、SNS 等を通じて魅力発信のため一般に公開される可能性があることについて、映っている人物全員に投稿前に承諾を得ておくこと。
- ・投稿作品は未発表のものに限る。ただし、グランプリ参加期間中に、個人の SNS 等に掲載した写真は可とする。
- ・投稿写真の撮影にあたっては、各種法令やマナーを遵守し、危険な行為や禁止されている行為によるもの、立入禁止区域や立ち入りが認められていない他人の敷地等に許可なく立ち入ったの撮影は行わないこと。
- ・参加に伴い発生した費用は、すべて参加者が負担するものとする。
- ・生成 AI で作成した風景写真の使用は禁止とする。(使用が発覚した場合は、当該アカウントを入賞選考対象外とする)
- ・事業所等に関するポジティブな投稿は可能とするが、事前に投稿について事業所等に了承を得ること。
- ・第三者の著作権や肖像権を侵害する投稿、公序良俗に反する投稿、選挙活動にあたる投稿、特定の思想・宗教等への勧誘を目的とする投稿、他人を誹謗中傷する投稿は禁止とする。

(6) 著作権、利用について

- ・投稿写真の著作権は投稿者に帰属する。ただし、鳥取市は投稿写真の使用権を有するものとし、投稿写真を本事業の広報や圏域市町における魅力発信を目的として参加者の許可なく無償で印刷物やウェブサイト等に使用することがあることについて、投稿者はグランプリの投稿をもってこれに了承したものとすること。
- ・上記以外の目的で、投稿作品を出版、ビデオ化、放送、その他の方法により有償又は無償で利用する場合には、主催者と参加者との間でその条件について協議する。
- ・入賞作品が他のコンテストでの入賞や印刷物、展覧会などで公表されていることが判明したとき、または本開催要項に抵触すると主催者が判断した際は、主催者は入賞を取り消し、投稿者に賞品等の返還要求を行うことができるものとする。

(グランプリの表彰について)

第4 グランプリの賞金額総額、表彰部門及び賞金額は次のとおりとする。

なお、賞金は同額のQUOカードでの支払いとする。

(1) 賞金総額 30万円

(2) 表彰部門

・いいね！数部門 リール動画 1位 5万円 2位 4万円 3位 3万円

フィード投稿 1位 3万円 2位 2万円 3位 1万円

・シーズナル部門

グランプリ開催期間中に期間を限定したミニグランプリを開催する。

以下それぞれ期間中に投稿されたなかから、地域振興課員による投票を行い、最も得票が多かった者に表彰式で賞金2万円を贈呈する。

<対象期間> 第1回:8月1日(土)から8月20日(木)

第2回:12月15日(火)から1月5日(火)

<テーマ> 第1回:「鳥取の夏」

第2回:「鳥取の冬」

・その他部門

地域振興課長が別途定めるものとする。

受賞者には、表彰前にダイレクトメッセージで連絡をとり、学生証を提出させることとする。(連絡が取れない場合は対象外とする。)

(3) 選考基準日 令和9年2月1日時点

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月10日から施行する。